



この情報は、介護支援専門員に関する情報を幅広く共有し、介護サービスの要となる介護支援専門員の活動への支援の輪を広げること

VOL. 4

(今回の内容)

◆介護支援専門員に係る事件への和歌山県の対応等について

(本紙含め 4枚)

- 貴都道府県内市町村、居宅介護支援事業者等にFAX送付等により情報提供させていただきますよう、よろしくお願いたします。
- また、介護支援専門員の支援、資質向上、事務簡素化など、介護支援専門員に関する取組みに関する情報提供もあわせてお願いたします。

平成13年5月18日 厚生労働省 老健局 振興課

介護支援専門員に係る事件への 和歌山県の対応等について

- 標記について、和歌山県における対応状況に関する資料を、参考資料としてお送りいたします。

- 今回の事件は全くの例外と考えておりますが、介護支援専門員の業務は、言うまでもなく利用者との高い信頼関係の上に成り立つものですので、各都道府県におかれても、今後とも、様々な機会を通じてその趣旨の徹底を図るとともに、介護支援専門員連絡協議会等の関係団体における取組みへの助言等をお願いいたします。

- また、財産管理が困難である高齢者の財産管理については、
 - ・ 介護予防・生活支援事業の本年度の新規事業である成年後見制度利用支援事業等によって成年後見制度を活用する、
 - ・ 社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業を活用する、などの取組みを、引き続き促進するようお願いいたします。

資 料 提 供	
担 当 課	長寿社会推進課
担 当 者	清原・山陰
内 線	2527

ケアマネージャーが引き起こした事件への県の対応について

居宅介護支援事業所に対する今後の再発防止策

1 基本的な考え方

最終的には、個々のケアマネージャーのモラル・心の問題であり、引き続き資質の向上に努めていく必要がある。同時に、ケアマネージャーが誰かに見られているという緊張感の中で仕事をする環境を整えること、金銭関係で問題を起こしにくい環境を整えることが重要である。

2 当面の対応

- 県内のすべての居宅介護支援事業所（284事業所）に対して、通知を発出
 - ・事業所職員の採用時の適格性、日頃の生活態度の把握
 - ・職場内研修の充実
 - ・サービス担当者会議の実施
 - ・通帳等の預かりの原則禁止を指導（能力が低下していたり不安を感じる高齢者のニーズは成年後見制度や地域福祉権利擁護事業で対応）
 - ・通帳等の預かりの実態把握
 - ・本日（10日）発出予定
- 県内のすべての居宅介護支援事業所に対して集団指導を県内4ヶ所で開催
 - ・指導内容の徹底
 - ・再発防止に向けて意見交換
 - ・5月21日から5月25日にかけて実施

3 中期的な対応

- 夏頃 集団指導で、居宅の全事業所について指導
- 秋頃 ケアマネージャーの現任研修（研修内容の見直し、研修に参加しないケアマネージャーに対する事後指導や理由なき欠席へのペナルティーの検討）



指定居宅介護支援事業所 開設者・管理者 殿

和歌山県福祉保健部長

指定居宅介護支援事業所の適正な運営について（通知）

日頃は、介護保険行政について御協力いただきありがとうございます。

さて、今般、介護保険の利用者が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

この事件は、介護支援専門員が関与した疑いで逮捕されており、介護保険制度の中樞を担う者が、利用者に危害を加えたとすれば一個人の問題を越えて、介護保険制度全体の信頼を揺るがしかねない事態であると深刻に受け止めております。

つきましては、各事業所におかれても、下記の点に十分留意され、事業所内の業務を再点検するとともに貴事業所職員の研修の充実に努め、県民の信頼回復に向けて、なお一層のモラルとサービスの向上にご尽力されますようお願いいたします。

記

- 1 居宅介護支援事業所の開設者及び管理者は、介護支援専門員が業務上利用者の家を訪問する必要があり利用者の信頼を前提としていること及び介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、事業所の職員の採用の際、適格性を十分把握し、採用後も生活態度の変化の有無等に留意し、事故のないようにすること。
- 2 職員のモラル・資質の向上を図るため、職場内研修の充実に努めること。
- 3 一つのケースを複数の関係者が関与することにより、様々な問題を早期に発見するため、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）の実施率を高めること。
- 4 金銭的なトラブルが起きにくい環境を整備する観点から、今後は、利用者から金銭や通帳の預かりを行うことは原則として禁止し、金銭管理等について、様々な不安を抱えていたり、能力が十分でないためこれによりがたい高齢者については、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を活用すること。
- 5 各事業所において、利用者との個人的信頼関係に基づくものも含め、金銭や通帳等の預かりの実態を早急に把握すること。